

- 要介護認定等の申請に係る援助  
契約者を基本に、要介護認定等の更新や状態の変化に伴う区分変更の申請を利用者様の希望により代行します。
- 給付管理  
介護サービス計画に応じて給付管理票を作成し、介護保険上の負担額費用の説明を行います。
- 介護保険上のサービスのみならず、地域の様々な資源の活用もご提案いたします。
- 必要な公的な制度のご紹介やご提案をしながら、ご本人・ご家族と一緒に支援方法を考えていきます。

#### 《関連施設》

一般財団法人 竹田健康財団  
 竹田指定居宅介護支援事業所  
 若松第2地域包括支援センター  
 竹田訪問看護ステーション  
 竹田ほほえみデイサービスセンター  
 訪問リハビリテーション Life  
 通所リハビリテーション TRY  
 認知症専門デイサービス OASIS1号館、2号館  
 総合発達支援プラザふらっぷ 1.2.3号館  
 相談支援事業所 たけだ  
 地域障がい者相談窓口

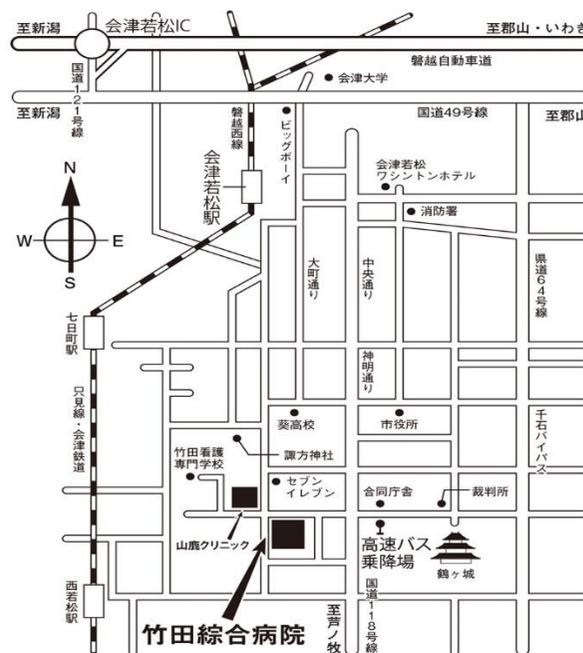
小規模多機能型居宅オレンジ  
 看護小規模型居宅介護支援かをり

#### 〈施設サービス〉

エミネス芦ノ牧

#### 《事業所の概要》

- ① 事業所名：竹田第2居宅介護支援事業所  
介護保険指定番号 0770202463
- ② 所在地：会津若松市本町 1-1 山鹿クリニック2階
- ③ 電話番号：0242-23-7877 FAX:0242-23-9566
- ④ サービス提供地域：会津若松市
- ⑤ 営業日：月曜日～土曜日  
(但し日曜日、年末年始、財団の定める休日を除く)
- ⑥ 営業時間：8：30～16：50
- ⑦ 要介護1～要介護5の方対象



## 竹田第2居宅 介護支援事業所

「自分の生活を実現させるためにはどんなサービスを利用したらよいか」「自分の状態でどんなサービスが利用できるのか」を一緒に考え、利用可能なサービスをご提案していくのが介護支援専門員（ケアマネジャー）です。



あなたの生活を応援します。  
 介護保険を利用の際はご相談ください。

## 《当事業所の運営方針》

私たち介護支援専門員は、介護に関するご相談をお受けし、各サービス提供事業所やその他各関連機関と連携を図りながら、ご自分らしく自立した生活が送れるように、在宅での療養生活・介護のご支援をさせていただきます。特に竹田第2居宅介護支援事業所では、病院や地域包括支援センターに併設であることの特徴を活かし、入院期間を経て在宅へ戻られる方の退院支援や、要介護から予防介護に移行する方等、要介護状態が軽度の方を中心に在宅支援に努めてまいります。また、医療的な対応の必要性が高い利用者の方、介護度が高く様々な観点からのサポートが必要なご利用者の方についても、竹田指定居宅介護支援事業所と連携し、利用者の方に合った在宅支援の環境を整えて参ります。

① 介護保険の申請を行い介護認定を受ける必要があります。（介護保険は申請日から利用可能となります。）  
住所地の市役所 高齢福祉課が窓口となります。



※守秘義務の徹底により、秘密は厳守いたします。

③ 介護サービス計画（ケアプラン）の作成  
利用者様のお宅を訪問し、ご本人の心身の状況や介護の状況を確認し、ご本人やご家族の希望を考慮して目標が達成できるよう支援いたします。



## ＜利用までの流れ＞



①～ ⑤までが、利用開始までに必要な工程となります。

② 要介護1～要介護5（見込み含む）であれば、ご希望の居宅介護支援事業所へご相談ください。（要介護以外の場合は、各地域の包括支援センター等が対応します。）入院中であれば、医療ソーシャルワーカーや看護師へご相談ください。



④ 居宅介護支援事業所との契約後、ケアプラン作成に必要なお話し合いや情報収集を進め、関係する機関とのサービス担当者会議を開催いたします。



⑤ 経過観察・再評価

毎月、利用者様やご家族と連絡をとり、お体や介護の状態の把握に努めます。介護サービス計画の目標に沿って、各種サービスが提供されるように、介護サービス事業所との連絡調整を行います。